

登録変更(改造)申立書

令和 年 月 日

舞鶴市長 様

納税義務者(所有者)

住 所

氏 名

電話 番号

原動機付自転車の改造に伴う届出は、地方税法の軽自動車税(種別割)の課税のために必要であって、改造後の原動機付自転車が道路運送車両法上の保安基準を満たすことを示すもの、また、道路交通法上の運行に供する要件を許可するものではないことは承知しており、改造後の一般公道の運行において生じた一切の責任は、所有者である私が負うことを誓約します。

また、本改造車両を第三者に譲渡するときは、下記の内容を譲渡者に継承します。

| | | | |
|-------|-----|-------|-----|
| 旧標識番号 | 舞鶴市 | 新標識番号 | 舞鶴市 |
| 車 名 | | | |
| 車台番号 | | | |

【改造内容】

●原動機改造(排気量変更)

| | 変更前 | 変更後 |
|-------|---|-----|
| 排 気 量 | cc | cc |
| 改造内容 | <input type="checkbox"/> エンジンの載せ替え <input type="checkbox"/> エンジン内部のボーリング <input type="checkbox"/> 改造キットの取り付け <input type="checkbox"/> その他() | |

●改造車(ミニカー変更)

| | 変更前 | 変更後 |
|-----------|-----|-----|
| 輪距(トレッド)※ | mm | mm |
| 車 室 | 有 | 無 |
| その他変更点 | | |

※輪距 … 車両の左右の車輪の中心間の距離

【留意事項】

改造等を偽って申告した場合は、地方税法第 463 条の 20 に違反し罰せられます。
地方税法第 463 条の 20 (略)報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたものは、三十万円以下の罰金に処する。